

**長野県告示第456号**

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
駒ヶ根市北割水資源保全地域	駒ヶ根市赤穂1番12、14及び15、3番2から44まで、46から56まで、58、59、68及び73並びに4番1から18まで、20、21、23から42まで、44から49まで、51から61まで、63から65まで、67から74まで、76から91まで、93から110まで、186、188及び189の区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

**長野県告示第457号**

長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により、次の区域を水道水源保全地区として指定します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
駒ヶ根市北割水道水源保全地区	駒ヶ根市赤穂1番12、14及び15、3番2から44まで、46から56まで、58、59、68及び73並びに4番1から18まで、20、21、23から42まで、44から49まで、51から61まで、63から65まで、67から74まで、76から91まで、93から110まで、186、188及び189の区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

**長野県告示第458号**

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定により、指定法人から次のとおり変更になった旨の届出がありました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社エヌ・イー	株式会社NEXAS	平成27年9月1日

産業立地・経営支援課

**長野県告示第459号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第460号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課